

「長野県食品の安全と安心の確保に関する条例（仮称）」骨子案 に対する県民の皆様からのご意見を募集します

長野県では、食品の安全と県民の安心を確保するため、基本理念を定め、県、食品関連事業者の責務及び県民の役割を明確化するとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的な施策を推進する条例の制定を検討しています。

この度、「長野県食品の安全と安心の確保に関する条例（仮称）」の骨子案としてまとめましたので、その内容について広く県民の皆様からのご意見を募集します。

1 募集事項

「長野県食品の安全と安心の確保に関する条例（仮称）」骨子案に対するご意見

2 募集期間

平成24年8月10日（金）から平成24年9月10日（月）まで

3 骨子案の閲覧方法

次のリンクからご覧いただけます。

また、行政情報センター（県庁西庁舎1階）、各地方事務所の行政情報コーナー、健康福祉部食品・生活衛生課、各保健福祉事務所でご覧いただけます。

[「長野県食品の安全と安心の確保に関する条例（仮称）」骨子案の概要（PDF形式2ページ/203KB）](#)

[「長野県食品の安全と安心の確保に関する条例（仮称）」骨子案（PDF形式9ページ/300KB）](#)

4 意見の提出方法及び提出先

[「意見提出用紙」（PDF）](#)の様式により、長野県健康福祉部食品・生活衛生課あてに、次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

ア 郵送 〒380-8570 長野県健康福祉部食品・生活衛生課あて
（県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。）

イ ファクシミリ 026-232-7288

ウ 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp

5 ご意見の取扱い

提出していただいたご意見については、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する県の考え方とともに公表いたします。なお、住所、氏名など個人に関する情報は、公開しないことはもとより、他の目的で使用することは一切ありません。

6 注意事項

- (1) 電話によるご意見の提出はご遠慮ください。
- (2) ご意見の提出は、日本語に限らせていただきます。
- (3) 意見提出用紙には、氏名又は名称、住所又は所在地を必ず明記してください。
- (4) ご意見のうち、趣旨が不明瞭なものなどについては、県の考え方を示さない場合があります。

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課

（電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp）

・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口